

判例研究

民事判例研究

中央大学民事法研究会

津波の被害を受けた冷蔵倉庫に寄託された冷凍魚に関する倉庫業者の寄託契約上の責任

宮 本 航 平

〔東京地方裁判所平成二三年（ワ）第二七四二八号、損害賠償請求事件、平成二五年二月二二日判
決、一部容認、一部棄却 LEX/DB 文献番号二五五一―一三四八〕

【事実の概要】

本件は、原告二名が、被告の経営する岩手県釜石市に所在する冷蔵倉庫（以下、「本件倉庫」という）に寄託した冷凍魚について、被告に対してあわせて約四四〇〇万円の損害賠償を求めた事件である。本件における原告らの主張は、大きく二つに分けられる。第一は、原告 X₁、X₂ が本件倉庫に寄託した冷凍魚について、東日本大震災による津波に同倉庫が被災し、被告が被災後一か月以上

本件倉庫から冷凍魚の搬出を認めなかったため、冷凍魚が商品価値を失ったというものである（以下、「第一事件」という）。第二は、 X_1 が被告に寄託した冷凍魚の一部が、 X_1 に無断で別の倉庫に再寄託され、同倉庫で被災して消失したというものである（以下、「第二事件」という）。

(一) 本件倉庫について

本件倉庫は、二階建ての冷蔵庫であり、各階に二つずつの冷蔵庫があり、一階の二つの冷蔵庫が一号冷蔵庫、二号冷蔵庫と、二階の二つの冷蔵庫が三号冷蔵庫、四号冷蔵庫とそれぞれ称されていた。

(二) 原告と被告の寄託契約

X_1 、 X_2 は、平成一八年頃、被告との間で、標準冷蔵庫倉庫寄託約款（乙）に基づき、冷凍魚を本件倉庫に寄託する旨の合意をした（以下、「本件寄託契約」という）。

X_1 は、本件寄託契約に基づき、平成二三年三月一日までの間、総数量約六万ケース、総重量約九七万キログラムの冷凍魚を本件倉庫に寄託した。 X_2 も同様に、本件寄託契約に基づき、平成二三年三月一日までの間、総数量約一七〇〇ケース、総重量約一万七〇〇キログラムの冷凍魚を本件倉庫に寄託した。

(三) 被告によるAの倉庫への再寄託

被告は、平成二二年八月二八日以降、 X_1 から寄託された冷凍魚をAの倉庫（以下、A倉庫という）に再寄託した。平成二三年三月一日当時、 X_1 から寄託された冷凍魚のうち、スケソウダラ約一万七〇〇〇ケース、総重量約二六万キログラムをA倉庫に再寄託していた。

(四) 東日本大震災による被災及び寄託物の返還

平成二三年三月一日、東日本大震災による津波によって、本件倉庫一階部分が冠水し、本件倉庫の一階の二つの冷蔵庫の密封ドアが破壊され、冷蔵庫内には海水が流入し、冷蔵庫内の荷物が崩れ、一部の荷物が海水に浸った。

また、A倉庫は、東日本大震災による津波によってすべての荷物が流されてしまい、A倉庫内に再寄託されていたX₁の冷凍魚もすべて喪失した。

被告は、平成二三年四月二十七日、同二十九日、同三〇日、同年五月一日に、X₁、X₂の求めに応じ、本件倉庫からX₁、X₂が寄託した冷凍魚の搬出を許可し、X₁、X₂は、本件倉庫内に保管されていた冷凍魚を搬出した。しかし、搬出されるまで冷凍機能が失われた冷蔵庫内に一か月以上保管されたことにより、一部がその商品価値を失った。

(五) 本件訴え

X₁、X₂は、平成二三年八月一九日、被告に対し、本件倉庫に寄託した冷凍魚のうち商品価値を失ったものの賠償を求めて本件訴えを提起した。

【争点と判旨】

(一) 倉庫業者の義務と責任

1 法源

本件においては、倉庫業者が寄託者に対して負う義務と責任が問題となっている。倉庫業者の義務と責任に関する法源として、以下の三つが挙げられる。

(1) 民法

倉庫業者による物品の保管の引受は寄託契約であり、民法六五七条以下の寄託契約に関する規定が適用される。

(2) 商法

倉庫業者は商人であり(五〇二条一〇号)、商法五九三条以下の寄託に関する特則の適用を受ける。また、商法五九七条以下の倉庫営業に関する規定も適用される。

(3) 倉庫寄託約款

倉庫業を営むために国土交通大臣の登録を受けなければならない（倉庫業法三条）。そして、登録を受けた倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない（倉庫業法八条）。約款に関しては、国土交通省がいくつかの標準約款を定めている。⁽¹⁾ほとんどの倉庫業者が、これらの標準約款とほぼ同内容の約款を届け出ていると言われており、⁽²⁾本件における被告の倉庫寄託約款も、標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）と同内容のものである。

2 義務と責任

倉庫業者が負う義務と責任として、以下のものがある。

(1) 保管義務

倉庫業者は、受寄物を自己の管理する倉庫に保管する義務を負う。

(2) 注意義務

倉庫業者は、善良な管理者の注意をもつて受寄物を保管する義務を負う（商法五九三条）。民法は、無償受寄者については、自己の財産に対するのと同じの注意を課すのみであるが、商法は、有償・無償を問わず、善管注意義務を課している。標準約款は、倉庫業者の注意義務については規定を置いていない。これは、商法五九三条によって倉庫業者が負う善管注意義務を変更しない趣旨と解されている。⁽³⁾

(3) 受寄物返還義務

受寄者は、受寄物の保管をした上で、これを寄託者に返還する義務を負う。⁽⁴⁾

(4) 損害賠償責任

倉庫業者は、自己又はその使用人が受寄物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失・毀損につき損害賠償責任を免れない。⁽⁵⁾（商法六一七条）。しかし、標準約款においては、倉庫業者の責任は、自己または使用人の故意又は重過失の場合

合に限定され、また、故意・重過失の証明責任は損害賠償請求者に転嫁される(標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)三七条)。さらに、不可抗力免責条項が置かれている(標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)三九条)。

3 倉庫と保険

受寄物の滅失・毀損に関して倉庫業者の責任が問われた裁判例は少ない。その原因の一つとして、滅失・毀損の場合、多くのケースで損害が火災保険によって填補されることが考えられる。上記の通り、倉庫業者の免責の範囲が広いため、寄託者としては、受寄物の滅失・毀損につき物保険で対処する必要性が大きい。そのため、倉庫寄託においては、保険が広く利用されている(7)。倉庫に寄託された寄託物については、以下の分類に応じて保険が付される。

第一に、発券倉庫においては、倉庫業法一四条により、倉庫業者に付保義務が課されている。第二に、非発券倉庫においても、一般倉庫については、標準倉庫寄託約款(乙)二九条一項により、寄託者の反対の意思表示がない限り倉庫業者が付保する。第三に、非発券倉庫の冷蔵倉庫については標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)三〇条一項により、寄託者の明示の意思が表示された場合にのみ倉庫業者が付保する。そうでない場合には、寄託者が自ら付保することになる。

上記の保険は、「火災、落雷、破裂または爆発」による損害を填補する(8)。そのため、寄託者が自ら付保していたとしても、津波による損害は填補されず、寄託者と倉庫業者のいずれがそのリスクを負担するかが問題となる。

(二) 第一事件

1 返還義務の履行期の到来——搬出申し出の有無——

(1) 争点

原告は、受寄物返還義務の遅滞があり、それによって商品価値が失われたと主張している。そこで、返還義務の履行期の到来時期が問題となる。

民法六六二条は「寄託者は、いつでもその返還を請求することができる」と規定しており、寄託者の返還請求によって受寄者の

返還義務の履行期が到来する。約款においても、寄託者が原則としていつでも返還を請求することができるという点には変更はない。従って、返還義務の履行期の到来については、第一に、原告による返還請求（本件では、「搬出申し出」と呼ばれる）の有無が問題となる。

(2) 判旨

裁判所は、遅くとも三月二十七日には原告らによる搬出の申し出があったと認定した。これは事実認定の問題である。

2 庫出の一時拒否、出庫の拒絶

(1) 争点

標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）では、一定の場合に倉庫業者が引渡を拒絶できる旨が定められている。保管料等未払いの場合の出庫の拒絶（二二条）、冷蔵装置の機能に支障ある場合の庫出の一時拒否（二三条）、一部の出庫の拒絶（二四条）である。これらの場合、倉庫業者は返還義務を免れる。本件では、二三条、二四条が被告の抗弁として主張されている。

(2) 判旨

「本件倉庫の上記経緯を経て復旧工事がなされていたことに加え、東日本大震災やこれに伴う津波が極めて広範囲の地域に深刻な被害をもたらしたことも考慮すれば、本件倉庫二階の冷凍機能の仮復旧やエレベーター等の電気工事の復旧を優先的に実施し、その上で荷主に対して本件倉庫二階からの搬出に関する説明会を開催するなどしていたことから、原告らの本件倉庫に寄託された冷凍魚の搬出申出について許可することを拒絶していたことは、正に本件寄託契約が定める『冷蔵（凍）装置の機能に支障あるとき』における一時拒否や『必要と認めるとき』としての一部拒絶として、返還義務を免れるというべきであって、実際に被告が原告らに対して搬出申出を許可したのが同年四月二十六日頃に至ったことを捉えてその寄託物返還義務を遅滞したということとはできない」

3 不可抗力免責条項

被告は、寄託物の毀損の原因は東日本大震災およびこれに伴う津波によるものであるとして、約款の不可抗力免責条項の適用を

復旧工事の経緯

2011年 3月11日	津波の発生。海岸から約500メートルの距離に所在する本件倉庫の周辺地域において、約9ないし10メートルの高さに達し、本件倉庫の1階の相当部分が浸水。被告の使用人は、本件倉庫に隣接する事務所において被災し、その後の津波を本件倉庫の底に避難するなどして乗り切った。
12日	浸水した水が完全に引いていない状態。
13日以降	徐々に水が引いて汚泥が乾いていったものの、津波により国道以外の部分は大きく浸食されていたほか、本件倉庫周辺には津波により堆積した汚泥のほか漂流物や瓦礫、複数台のトラックやフォークリフト等が散乱している状態。
26日	大型重機であるタイヤローダーが到着したことから、道路から本件倉庫周辺までの汚泥や瓦礫、漂流物や自動車、フォークリフトを除去する作業に着手。
29日頃	国道から本件倉庫の正面付近までの汚泥、漂流物、自動車、フォークリフトを本件倉庫の裏側に寄せるなどする作業が終了し、国道から本件倉庫付近までの通路が確保され、自動車等によって本件倉庫周辺まで出入りできるようになった。 本件倉庫の1階内は、津波により堆積した汚泥や漂流物、破壊された本件倉庫内の設備や備品等が散乱、残存している状態であり、本件倉庫内において多量の荷物の搬出をするためには、更に本件倉庫内の小型重機により堆積物や漂流物等の除去作業が必要であった。
4月1日頃	本件倉庫2階にある冷蔵庫の冷凍機能を仮復旧させるため、電源等の復旧作業を開始。 本件倉庫1階の冷蔵庫の冷凍機能については、電気部分が海水に浸かったため仮復旧作業すら行うことができなかった。
4月6日	小型重機が到着。
8日以降	小型重機等を使用して本件倉庫内の堆積物や漂流物等の撤去作業を開始。
11日	非常用発電機の通電ができる状態に復旧。
20日	倉庫内の小型重機による撤去工事等が終了。
22日	倉庫のエレベーターの仮復旧工事が終了。
26日	本件倉庫の2階冷蔵庫の冷凍機能の仮復旧工事やエレベーターの復旧工事が終了し、本件倉庫1階の荷揚げ場付近の整理が終了したことから、本件倉庫2階の冷蔵庫内に保管された荷物を搬出することが可能になり、本件倉庫の冷蔵庫の本格的な復旧工事を開始するためには本件倉庫内の荷物をいったん搬出する必要があったことから、本件倉庫に寄託している荷主を集め、説明会を開催。 被告は、本件倉庫2階に寄託された荷物について、搬出を許可する旨の説明をした。
	説明会の終了後、原告からの搬出申出を受け、被告は、本件倉庫1階の冷蔵庫内に保管された冷凍魚について搬出を許可した。
27日以降	X1、X2は、本件倉庫内に保管されていた冷凍魚を搬出 ⁹⁾ 。

主張していた。

裁判所は庫出の一時拒否、一部の出庫の拒絶に関する被告の抗弁を認めたので、免責約款の適用の可否については判断していない。

4 まとめ

以上のように、裁判所は、庫出の一時拒否、一部の出庫の拒絶に関する被告の抗弁を認め、第一事件に関する原告らの請求を棄却した。

(三) 第二事件

1 再寄託の可否（1） 承諾の有無

(1) 争点

民法六五八条一項は、「受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない」と規定し、寄託者の承諾のない再寄託を禁じている。⁽¹⁰⁾ 標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）においても、承諾のない再寄託が原則として禁止されることには変わりはない。そこで、第一に、再寄託に関して原告X₁の承諾があったか否かが問題となる。

(2) 判旨

裁判所は、原告X₁の承諾があったとは認められなかった。これは事実認定の問題である。

2 再寄託の可否（2） やむを得ない事由

(1) 争点

標準冷蔵倉庫寄託約款一五条は、「被告は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、被告の費用で他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができる」と規定し、例外的に再寄託を許容している。そこで、第二に、被告による再寄託が「やむを得ない事由があるとき」に該当するか否かが問題となる。

(2) 判旨

裁判所は、「やむを得ない事由があるとき」の判断基準を以下の通り述べた。「寄託契約は寄託者と受寄者との間の人的信頼関係に基づく継続的契約であるところ、寄託者の承諾を得ることなく受寄者が再寄託できる場合に於ては、寄託者が寄託行為をすることができると否かといった困難性のほか、寄託者の承諾を得たり、受寄物を返還したりすることができないような状況にあるか否かといった点も考慮して判断するのが相当と解される。」

その上で、「本件倉庫の冷凍魚が満杯であったとか、入庫を依頼された冷凍魚の保管をすることができない状態であったと認めるところはできない」、また、「被告が原告X₁からの寄託依頼に対して拒絶するは可能である関係であったといえるし、少なくとも、……電話等をしたりするなどして、その承諾を得ることが可能であったといわざるを得ず、そうすると、寄託者の承諾を得ることが困難な状態であったと認めることはできない」として、「やむを得ない事由があるとき」にあたりと認めることはできないとした。

3 不可抗力免責条項の適用の可否

(1) 争点

被告は、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)三九条が規定する不可抗力免責条項の適用を主張している。そこで、再寄託された受寄物に関して不可抗力免責条項の適用の可否が問題となる。

(2) 判旨

「証拠(乙1)によれば、本件寄託契約における免責約款は、承諾がある再寄託や『やむを得ない事由があるとき』に適用がある旨定めているところ、……被告の組合倉庫への再寄託は、原告X₁の承諾を得ず、かつ、『やむを得ない事由があるとき』に該当しないものと認められるから、同免責約款が適用されると解することはできない。

そして、原告X₁の承諾を得ない再寄託をすること自体が、本件寄託契約に基づく義務に違反する行為であり、少なくとも同義務違反が被告の重過失によることも明らかである。

そうすると、被告が組合倉庫に再寄託をしている期間において、再寄託した原告X₁の冷凍魚が不可抗力によって喪失した場合で

あつても、被告が同損害の賠償責任を免れることはできない。」

4 まとめ

以上より、裁判所は、原告X₁の被告に対する損害賠償請求を認めた。

【評 釈】

(一) 一部の出庫の拒絶（二四条）について

1 標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）二四条の趣旨・適用範囲

標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）二四条は、倉庫業者に一部の出庫の請求に対して、これを拒絶する権利を留保するものである。標準約款の解説においては、その趣旨は、一部の出庫は、場合によっては、全部出庫と相当異なるものとなることがあるためとされる。ここでは、適用が予想される例として、以下のものが挙げられている。⁽¹¹⁾①種類及び品質の不均一な受寄物のうち高価品のみの出庫、特定の物の出庫など。この場合、保管料等の債権を担保する留置権の効力を弱めることになる。また、高価品のみを出庫すれば、残存部分について寄託価額が安価すぎるといふ問題が生じる。②留置権の不可分性を確認した。③極めて少量の寄託物を残して一部出庫をすると、残りの受寄物の引取りがなされなくなるおそれがある。④一部出庫に著しい手数を要する場合および一部出庫後の貨物の整理に困難を生じる場合である。

さらに、以下のように適用範囲を制限すべきことが示される。「本条は、倉庫業者に受寄物の一部出庫を拒絶することの必要性を認定する権利を与えているので極めて抽象的な規定であるが、その目的は、前述のように弊害のある

一部出庫を拒絶しうるものとするにある。したがって、倉庫業者は前記四の事例においては権利の濫用にならないように留意するとともに、この権利の行使にあたっては、一部出庫に著しい手数を要し、または事後の整理が著しく困難である事情を述べなければならぬであろう。」「本条により倉庫業者が一部出庫を拒絶する場合について限定的に列挙することも検討されたが、技術的に困難なので採用されなかった。本条に拒絶事由が列挙されていないことを以て、本条の援用は無制限にできると解する根拠とすることはできない。」

2 判決の評価

本件において一部の出庫の拒絶に関する標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二四条を適用したことは不当である。なぜなら、本件において被告が搬出を拒絶したのは、倉庫の復旧のためであり、搬出の申出が寄託物の一部であることに着目してなされたものではないからである。仮に寄託者の寄託物がすべて一階にあり、全部の出庫を請求したとすると、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二四条は適用されない。たまたま受寄物が二階にも保管されていた場合には一階の寄託物について倉庫業者が返還義務を免れ、二階には受寄物がなく全部の搬出を求めた場合には返還義務を免れないのは、倉庫の復旧のための拒絶という観点からは理由のないことであり、均衡を失し不当である。

(二) 庫出の一時拒絶(二三条)について

1 標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条の趣旨・適用範囲

標準約款の解説においては、標準冷蔵倉庫寄託約款二三条の趣旨は以下のように説明される。「冷蔵(凍)装置の機能が……支障を生じた場合に、通常の状態では、冷蔵庫の温度は、その扉を開閉しないかぎり、一定時間は保たれ

る。「この間に、適宜の処置をするかまたは再寄託の方法をとれば、受寄物に与える損害は比較的少なくてすむことが多いであろう。これに対して、一人の寄託者の要求により、冷蔵室の扉を開閉すると、その室に保管されている他の受寄物は滅失または損傷される可能性が強い。本条は、……受寄物全体を最も安全に保管するため、一人の寄託者の寄託物返還請求権を制限する旨の特約」である。⁽¹²⁾

2 判決の評価

冷蔵装置の機能が停止した冷蔵倉庫の密閉性を維持することで受寄物の品質を保つことが標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条の趣旨である。この趣旨からは、本件は直接に適用が想定される事案ではない。本件では、返還が問題となっている寄託物は倉庫の一階に保管されていた。一階部分は、津浪の被害により扉が破壊され、すでに密閉性は破られている。従って、庫出を拒絶したからといって、受寄物の品質は保たれない。また、一階に保管されている受寄物を搬出しても、二階部分の密閉性は破られない。

もっとも、一階に保管されている受寄物の搬出作業を行うことが、二階部分の冷蔵装置の復旧作業の妨げになるという関係にある。本件倉庫全体で考えた場合、二階部分に保管され未だ被害を受けていない受寄物の品質を保ち、受寄物全体を最も安全に保管するため、一階部分に保管されている受寄物の搬出を拒絶することは、規定の趣旨に合致する。従って、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条の適用は妥当である。

ただし、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条による庫出の拒絶がいつまで可能かは疑問がある。冷蔵機能の回復時期は明らかではないが、四月一日に非常用発電機の通電ができる状態に復旧していることから、その後さほど時間を置かずに回復したと考えられる。そして、冷蔵機能の回復以降は標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条による拒絶は

認められず、被告は返還義務の履行遅滞に陥る。

このように標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条の適用を一部否定したとしても、直ちに被告が損害賠償義務を負うべきことにはならない。なぜなら、被災によって受寄物の返還が困難な事情が認められるからである。被災した倉庫業者の置かれた状況を考えれば、この問題における被告の責任を判断するには、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条ではなく、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)三七条の重過失の枠組の方が望ましい⁽¹³⁾。被告からは、荷崩れの危険があり搬出を許可できないという主張もなされている。そのような事情は倉庫業者が返還を拒絶する理由としては正当なものであるが、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)二三条では汲み取れない。

以上から、第一事件の請求を棄却した本件判決の結論は正当であるが、その理由付けは不当である⁽¹⁴⁾。

(三) 再寄託の例外——やむを得ない事由——

標準約款の解説においても、学説においても、「やむを得ない事由とは、自己の倉庫が満庫であるとき」などである等、保管の困難性のみが述べられる。判旨が指摘するような、寄託者の承諾を得ること、受寄物を返還することの困難性⁽¹⁵⁾についての言及はない。

しかし、「寄託者の承諾を得ないで再寄託することは殆どない」ことから、「承諾なしに再寄託が行われることが予想されるのは、自己の倉庫が災害を受けたりして緊急の必要性が発生したときであろうか」と述べるものがある⁽¹⁶⁾。このような実態があるのであれば、本件判決の解釈も妥当であろう。ただし、倉庫は満杯ではないと認定しているので、承諾を得ることの困難性を要求しなくても、結論は変わらない。

(四) 不可抗力免責条項の適用

1 問題点

判旨は、本件において不可抗力免責条項を適用しない理由として、二点を挙げている。第一は、証拠(乙)によれば、本件寄託契約における免責約款が、承諾がある再寄託や「やむを得ない事由があるとき」に適用がある旨定めていることである。第二は、承諾を得ない再寄託をすること自体が、本件寄託契約に基づく義務に違反する行為であり、少なくとも同義務違反が被告の重過失によることも明らかであること、である。

事件記録によると、第一の理由が指摘する証拠(乙)は、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)である。そして、標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)には、第一の理由が指摘するような限定をする規定はない。従って、第一の理由は、根拠としては不適當である。

第二の理由については、判旨が指摘する重過失は標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)三七条に規定されるものであり、ここで問題となつている不可抗力免責条項(標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)三九条)とは異なる条項である。そこで、判旨をどのように理解すべきかが問題となる。

2 再寄託と倉庫業者の責任

再寄託された受寄物が滅失・毀損した場合の倉庫業者の責任は、三つの場面に分けられる。①寄託者の承諾を得た場合、②約款の例外規定によりやむを得ない場合の再寄託、③寄託者の承諾なく、やむを得ない事由もない場合の再寄託である。このうち、本件で問題となつている③については、明文の規定がない。⁽¹⁷⁾

③の場合、再寄託によって生じた損害については、その直接の原因について受寄者に過失がない場合であっても、

再寄託を行ったこと自体を過失による義務違反として、賠償責任を負うと解されている。⁽¹⁸⁾

3 不可抗力免責条項との関係

免責条項には、法的には特段の意味はないと解されている。その理由は以下の通りである。第一に、不可抗力が認められる場合には通常は重過失がないことである。⁽¹⁹⁾第二に、不可抗力があつたとしても、地震等に対する備えや事後の対応に重過失があれば責任を負うことである。⁽²⁰⁾この二点から、責任の発生には損害の発生が不可抗力によるものであるか否かは無関係で、重過失の有無のみが問題となる。そのため、学説上も、約款の解説においても、不可抗力免責条項は確認の規定であり、法的には意味はないと解されている。⁽²¹⁾

従って、不可抗力免責条項が置かれていたとしても、受寄者は無断で再寄託を行ったこと自体を過失による義務違反として賠償責任を負うという^③の場合の上記の解釈に影響はないと考えられる。よって、承諾を得ない再寄託をすること自体が重過失による義務違反であることを理由とする判旨は妥当である。もっとも、それによって直ちに責任が肯定されるかは疑問がある。再寄託されなかったとしても、本件倉庫一階で一部は滅失・毀損した可能性はあり、因果関係が認められるかを別に判断する必要があるのではないか。

【まとめ】

本件は、津浪によって被災した倉庫に預けられていた受寄物に関する倉庫業者の倉庫寄託契約上の責任が問題となったケースであつた。このようなケースにおいては、単に不可抗力を契機として受寄物の滅失・損傷が生じたというのではなく、倉庫業者とその使用人も被災し、復旧に向けた作業に動員できる人的・物的リソースは限られることが

問題となる。他方で、冷蔵倉庫の場合、地震に伴う津浪や停電で冷蔵機能が停止すると、時間の経過とともに受寄物の毀損が進む。そのため、寄託者としてはいち早く受寄物の返還を受けたいと考える。そのような状況において、限られたリソースをどのように分配すべきかが問題となる。

無断再寄託時の倉庫業者の責任については、無断で再寄託をしたこと自体を義務違反と捉えて直ちに責任を肯定する見解が通説的地位を占めている。しかし、そのような見解は、無断再寄託がなされなければ受寄物の滅失、損傷が発生しないことを想定していると考えられる。本件のような大規模災害時においては、仮に無断再寄託がなされなかったとしても、本来受寄物が蔵置されるべき倉庫も被災し、受寄物が滅失、損傷した可能性も否定できない。その場合には、直ちに倉庫業者の責任を肯定してもよいのか、疑問が残る。

また、普通倉庫においては、それまで保管していた受寄物の管理と同時に、災害支援物資の保管を行うことも要請される。そのような場合、それまでの寄託者の要望と、災害支援物資保管の要請の間で、²²⁾板挟みになる。

大規模災害時における倉庫業者の義務と責任については、未解決の問題が残されているように思われる。

(1) 標準約款には、倉庫の営業形態に応じて数種のものがある。一般倉庫の中で発券倉庫業者向けのものとして標準倉庫寄託約款(甲)が、一般倉庫の中で非発券倉庫業者向けのものとして標準倉庫寄託約款(乙)が、冷蔵・冷凍倉庫の中で発券倉庫業者向けのものとして標準冷蔵倉庫寄託約款(甲)が、冷蔵・冷凍倉庫の中で非発券倉庫業者向けのものとして標準冷蔵倉庫寄託約款(乙)が、トランクルーム業者向けのものとして標準トランクルームサービス約款がある。

(2) 小塚莊一郎「倉庫業者と運送ターミナル・オペレーターの責任」『落合誠一先生還暦記念商事法への提言』(商事法務、二〇〇四年)六六七頁。

(3) 小塚・前掲注(2)六六九頁。

(4) 寄託物の返還請求権について、通説は、寄託者の寄託物返還請求の意思表示の中に解約告知の意思表示が含まれると考え、その告知による終了により返還義務が発生すると解釈している(末弘巖太郎『債権各論』(有斐閣、一九二〇年)八〇五頁)。これに対して、民法(債権法)改正検討委員会は、「寄託物の保管義務と返還義務は、いずれも寄託契約の本質的債務であり、返還義務は寄託契約の終了の効果ではない。むしろ返還義務の履行完了によって寄託契約が終了すると捉えるのが適切ではないかと考えらえる」とした(民法(債権法)改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅴ―各種の契約(2)』(商事法務、二〇一〇年)一八六頁。この点に関する議論については、谷口聡「寄託契約の本質的要素と返還義務」産業研究四九巻一号三一頁(二〇一三年)三二頁。もつとも、返還請求権が寄託契約上の債権であつて、寄託物の所有権を基礎とする物上請求権ではないことには争いはない(末弘・前掲注(4)七九六頁)。上記の見解の対立は、寄託契約の終了時期に関するものと言へる。

(5) このような証明責任の分配は、債務不履行に関する民法四一五条の解釈と合致するもので、注意的規定と解釈される(大住達雄「倉庫」(日本評論社、一九五一年)二六頁)。標準約款の解説も、同様の見解に立っている(塩田澄夫「倉庫寄託約款の解説」(交通出版社、一九六一年)二〇一頁)。

(6) 塩田・前掲注(5)一九四―一九五頁。その趣旨は、①倉庫営業者の寄託物検査権は限定され、他方で、寄託者には点検・保存行為が許容されており、受寄物の保管管理の状態について常に知りうる地位にあること、②保管料の低廉化の要請があること、③従来の実務上の取扱いに合致すること、④寄託者が企業であり取引を熟知していることとされる。

(7) 江頭憲治郎『商取引法(第7版)』(有斐閣、二〇一三年)三七〇―三七二頁。

(8) 「実務上は火災保険普通保険約款(倉庫物件用)および倉庫特約に基づく保険が付されている。それによれば、火災、落雷、破裂または爆発により受寄物に生じた損害が担保される」(小塚・前掲注(2)六七二頁)。

(9) 本件では、四月、五月の搬出は原告によつて行われている。本件約款によれば、「庫出その他の作業は、すべて被告が行う」(標準冷蔵倉庫寄託約款三条)とされている。しかし、「ただし、被告が特に承認したときは、この限りでない」とされており(三条ただし書)、本件では、被告は二階部分の復旧に向けた作業のために人的・物的余力がなかったため、自ら作業を行わず、原告による搬出を許可したかと思われ。

(10) 再寄託が禁じられるのは、倉庫業者の資力・信用や倉庫の所在場所・設備等が倉庫寄託契約の基礎となつていてと考えら

れ、誰が保管をするかは寄託物の安全について重大な関係を有する事項であるからである（末弘・前掲注(4)一九〇頁、石井照久Ⅱ鴻常夫『商行為法(商法V)』（勁草書房、一九七八年）一九七頁）。

(11) 塩田・前掲注(5)一三四—一三六頁。

(12) 塩田・前掲注(5)一三三頁。

(13) 標準約款の解説は、庫出を一時拒絶しうる場合に倉庫業者が損害賠償責任を負うか否かは、「いかなる事由により冷蔵(凍)装置の機能に支障を生じたかについて判断されるべきであり、この点について、冷蔵倉庫業者に故意または重過失がない限り寄託者……が庫出できないことよって受ける損害を賠償する責任はないものと考えられる」としており（塩田・前掲注(5)一三四頁）、庫出の拒絶が認められるとしても、重過失の判断は必要となる。そうであれば、滅失、損傷による損害賠償責任については、はじめから標準冷蔵倉庫寄託約款三七条を問題にした方が直截的であろう。

(14) 標準冷蔵倉庫寄託約款三七条の重過失によつて責任の有無を判断する場合、標準冷蔵倉庫寄託約款二三条に該当する事情は、受寄物の滅失、損傷に関する倉庫業者の重過失の有無についての判断に関する一要素となろう。標準約款の解説は、標準冷蔵倉庫寄託約款三七条による責任を追及する場合、寄託者が立証しなければならない事項は、受寄物の滅失、損傷その他の事由により損害を受けたこと、および、その損害が倉庫業者またはその使用人の故意または重大な過失によつて生じたこと、の二点であるとする（塩田・前掲注(5)一九五頁）。

(15) 塩田・前掲注(5)七四頁、来栖三郎『契約法』（有斐閣、一九七四年）五九六頁。鳩山秀夫『日本債権法各論下巻』（岩波書店、一九二四年）六四四頁は、民法の解釈として、受寄者が自ら保管することができず、かつ、寄託者の所在が不明のために寄託者の承諾を得ることも受寄物を返還することもできない場合には、寄託者の承諾なく再寄託することを認める。本判決の約款解釈と同様の解釈である。

(16) 来栖・前掲注(16)五九六頁。

(17) ①寄託者の承諾を得て再寄託した場合には、民法六五八条二項が準用する一〇五条により、代理人を選任した代理人の責任と同じく、選任及び監督について責任を負う。②約款の例外規定によりやむを得ない場合の再寄託については、約款三八条が、「当会社は、第一八条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に關して責任を負う」と規定している。これは、約款三七条の原則を確認するものである（塩田前掲注(5)二一〇頁、小塚・前

掲注(2)六七三頁)。

- (18) 末弘・前掲注(4)一九〇頁、吾孫子勝『寄託契約論』(吾孫子勝、一九一九年)一八六頁。寄託契約に限らない債務不履行一般に関して、義務者が自ら履行を為すべき義務を負い他人を使用する権利のない場合に補助者又は代用者を使用したときは、それ自身が過失による義務違反であつて、これによって生じた一切の損害に対して責任を負う。この責任は他人の過失に対する責任ではなく、自己の過失に対する責任である(岡松参太郎『無過失損害賠償責任論』(有斐閣、一九一六年)四五四頁)。

(19) 小塚・前掲注(2)六七〇頁。

- (20) 塩田・前掲注(5)二二四―二二五頁。函館控判明治四二年一〇月六日法律新聞六〇〇号一四頁は、倉庫営業者の責任を「雨漏窃盗紛失」の場合に限定し、「天災事変強盗其他抗拒スヘカラサル厄災ニヨリ又ハ鼠喰虫入其他寄託物ノ性質氣候ノ変遷」より生ずる損害については責任を負わない旨の特約の解釈として、「雨漏窃盗紛失」の場合には、倉庫業者は受寄物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ責任を負い、その他の場合には、寄託者が倉庫業者に過失あることを証明しなければ賠償責任を負わないとする。

(21) 塩田・前掲注(5)二二二―二二五頁、石井Ⅱ鴻・前掲注(10)二〇一頁、小塚・前掲注(2)六七〇―七一頁。

(22) 東北倉庫協会連合会編『東日本大震災被害者等の記録』(東北倉庫協会連合会、二〇一二年)。

(本学法学部准教授)